

愛媛県生活習慣病予防協議会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業の円滑な推進を図るため、愛媛県生活習慣病予防協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録推進法」という。）第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に報告する。

- (1) 生活習慣病検診の精度管理に関すること。
- (2) 生活習慣病検診情報の分析及び評価に関すること。
- (3) 生活習慣病登録の評価と精度管理に関すること。
- (4) その他生活習慣病対策の推進に必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、生活習慣病に関する専門知識を有する者及び県職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じたときにおける後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、議長となる。

(部会)

第7条 協議会に、協議会の任務に係る事項を専門的に検討させるため、消化器がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、前立腺がん部会、肝がん部会及びがん登録部会を置く。

- 2 肝がん部会は、第2条に定めるもののほか、特に肝炎対策における必要な検討等を行うものとする。
- 3 がん登録部会は、第2条に定めるもののほか、がん登録推進法の規定による審議を行うものとする。
- 4 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第8条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

(専門委員)

第9条 がん登録部会に専門委員1人を置く。

2 専門委員は、個人情報保護に関する学識経験のある者の中から、知事が委嘱す

る。

3 第4条の規定は、専門委員に準用する。

(がん登録推進法の規定による審議)

第10条 協議会は、がん登録推進法の規定による審議を行う場合においては、がん登録部会の議決をもって、協議会の議決とみなすものとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は保健福祉部健康衛生局健康増進課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年7月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年3月31日において、改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の第3条第2項の規定により委員に委嘱又は任命されている者の任期は、旧要綱第4条第1項の規定にかかわらず、同日付けで満了したものとする。

附 則

この要綱は、平成元年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度中に要綱第3条2項の規定により委員に委嘱又は任命された者の任期は、要綱第4条1項の規定にかかわらず、平成14年6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。